

2医第760号  
令和2年9月8日

府内救急・周産期・小児医療機関の長 様

京都府健康福祉部長  
(公印省略)

京都府救急医療機関等院内感染対策事業費補助金交付要領  
の制定及び補助金交付申請書の提出依頼について

平素は、本府医療行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した救急・周産期・小児医療体制を確保するため、別添のとおり京都府救急医療機関等院内感染対策事業費補助金交付要領を制定しましたので、通知します。

本補助金を活用される場合には、下記により補助金交付申請書を提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和2年10月7日(水)
- 2 提出様式 別記第1号様式(補助金交付申請書)及び添付書類
- 3 提出先 医療課地域医療係 奈良あて
- 4 留意事項 郵送で提出される際には、封筒に「救急・周産期・小児医療補助金」と朱書き願います。  
申請書の様式類は、京都健康医療よろずネットの関係者メニューのお知らせ欄に掲出しております。

担当	健康福祉部医療課 地域医療係 奈良 TEL:075-414-4744 メール:m-nara85@pref.kyoto.lg.jp
----	---

## 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(国二次補正)

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制  
確保事業(府事業名:救急病院等院内感染防止対策事業)

### 御案内

発熱や咳等の症状で新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が円滑に受診できるよう、二次救急・三次救急・周産期母子医療センター(総合・地域)等が行う院内感染対策や診療体制確保等に係る経費を補助する制度です。

#### メニュー1 設備整備等事業

疑い患者を診療する救急・周産期・小児医療機関において、疑い患者を受け入れるための院内感染防止に必要な設備整備等を支援

##### <対象設備>

- ・個人防護具(※1) ・簡易陰圧装置 ・簡易ベッド ・簡易診療室(※2)及び付帯備品
- ・HEPAフィルター付空気清浄器(陰圧対応可能なもの) ・HEPAフィルター付パーティション
- ・消毒経費 ・疑い患者の診療に要する備品(救急医療機関のみ)
- ・疑い患者に使用する保育器(周産期・小児医療機関のみ)
- ・初度設備費(救急受入等に必要な施設設備を新設・増設した場合に必要なとなる消耗品等)

※1 個人防護具は、疑い患者1人あたり上限3,600円

※2 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するもの

#### メニュー2 支援金支給事業

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策(※3)や診療体制確保等に要する費用を支援

##### <上限額>

- ・99床以下の医療機関 2千万円 ・100床以上の医療機関 3千万円
- ・以降、100床ごとに1千万円を上限額に加算
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性患者の入院受入を担う医療機関は、上限額に1千万円を追加

##### <活用例>

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具等、  
その他院内感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費について、幅広く活用が可能。  
(従前から勤務している者や通常の診療に従事する者の人件費は除く)

※3 設備整備等事業では、「疑い患者を受け入れるための院内感染防止」のために設備整備が補助対象ですが、支援金支給事業では、広く院内全体での感染拡大防止対策が補助対象となります。

#### 留意事項

- ①この事業を活用する場合は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れることとされています。ただし、疑い患者の診療を行った後、入院加療が必要と判断される場合については、自院での入院が望ましいとされていますが、空床状況等に応じて他院へ転院させることは必ずしも妨げられません。
- ②この事業を活用する医療機関については、京都府において「疑い患者の診療を行う医療機関」として登録し、そのリストを消防機関等と共有しますので、御承知おください。
- ③この事業を活用する場合には、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の「(19)医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」は活用できません。

## 京都府救急病院等院内感染対策事業費補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 知事は、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）を受け入れるため、救急医療・周産期医療・小児医療を担う医療機関が行う施設の整備等に要する経費に対し、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号、健発0616第5号、薬生発0616第2号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和2年6月16日厚生労働省発医政0616第1号、厚生労働省発健0616第6号、厚生労働省発薬生0616第65号厚生労働事務次官通知。）に基づき、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号、以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他知事が必要と認める施設とする。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 基準額又は補助対象経費の実支出額のいずれか少ない額
- (2) 前号により選定された額と総事業費から事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない額

### (交付の申請)

第5条 補助を受けようとする医療機関は、規則第5条の規定による補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (事前着手)

第6条 医療機関は、交付金の交付の決定前に事業を実施した場合は、交付金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付

の決定前に事業を実施しようとする場合において、事前着手届（別記第2号様式）を知事に提出したときは、この限りでない。

（補助事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更申請書（別記第3号様式）による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（実績報告）

第8条 規則第13条に規定する実績報告書（別記第4号様式）は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

（証拠書類の保管）

第9条 補助事業者は、補助事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、補助対象事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに仕入控除税額報告書（別記第5号様式）を提出するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（補助事業者の責務）

第11条 補助事業者は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れなければならない。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合で、空床状況等から他院への転院搬送を行うことは妨げない。

2 知事は、補助事業者を疑い患者の受入れ医療機関として登録し、そのリストを府内消防機関と共有するものとする。

（財産の管理及び処分）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、取得財産管理台帳（別記第6号様式）を備え、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければなら

ない。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和2年9月8日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

【別表】

補助対象事業	補助対象経費及び補助基準額	補助率	備 考
設備整備等事業	<p>新型コロナウイルス感染症の院内感染を防止するために必要な設備整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初度設備費（新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品） 1床当たり 133,000円</li> <li>・个人防护具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） 1人当たり 3,600円</li> <li>・簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円</li> <li>・簡易ベッド 1台当たり 51,400円</li> <li>・簡易診療室（テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室）及び付帯する備品 実費相当額</li> <li>・HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限り） 1施設当たり 905,000円</li> <li>・HEPAフィルター付パーティション 1台当たり 205,000円</li> <li>・消毒経費 実費相当額</li> <li>・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設あたり 300,000円</li> <li>・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1台当たり 1,500,000円</li> </ul>	10分の10以内	
支援金支給事業	<p>新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・99床以下の医療機関の上限額 20,000,000円</li> <li>・100床以上の医療機関の上限額 30,000,000円</li> <li>・以降100床ごとに10,000,000円を上限額に追加</li> <li>・新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関には、上限額に10,000,000円を加算</li> </ul>	10分の10以内	<p>補助対象事業者は、保険医療機関に限る。</p> <p>従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。</p>

別記第1号様式（第5条関係）

番  
年      月      号  
日

京都府知事                      様

申請者の住所  
申請者の名称  
代表者名

印

京都府救急病院等院内感染対策事業費補助金交付申請書

年度において上記事業を実施したいので、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）及び京都府救急病院等院内感染対策事業費補助金交付要領第5条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、本補助金の申請にあたり、交付要領第11条の規定による補助事業者の責務を遵守するとともに、京都府が当院を疑い患者を受け入れる医療機関として登録し、府内各消防機関と共有することを承諾いたします。

記

1 補助金交付申請額      金                      円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1-1）
- (2) 補助対象事業に係る予算書（見込書）抄本
- (3) 補助金所要額明細書（別紙1-2）

別紙 1 - 1

京都府救急病院等院内感染対策事業 事業計画書

- 1 病院名
- 2 許可病床数
- 3 救急・周産期・小児医療機関としての新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れ体制の確保状況
  - (1) 受入れ可能時間帯（平日・土日・昼間・夜間の別等）
  - (2) 対応可能な分野（該当する分野に○）  
一般救急・精神科救急・周産期・小児
  - (3) 医療従事者の確保状況等
  - (4) 疑い患者を一時的に入院させられる体制の有無  
有り（床） ・ 無し
- 4 補助金の活用目的  
(記入例)

救急室として確保している2室のうち1室に簡易陰圧装置を設置し、発熱や咳症状など新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診療できる場所を確保する。また、疑い患者の搬入から診療室までの動線確保のため、パーティションを○台設置。

年間救急受け入れ件数は○件であり、そのうち疑い患者○件の搬送を見込み、受け入れに必要となる個人防護服等を整備する。

また、院内感染対策として、支援金を活用し、感染性廃棄物の処理や清掃の強化、水際対策として院内入り口での検温強化や受付窓口での仕切り板設置等を行う。



1-3. 設備整備等事業(救急用備品:救急医療機関のみ)

品目	単価 A	数量 B	金額 C=A*B	基準額 D	補助金額 CとDの低い方	差額 B-A
			0			
			0			
			0			
			0	300,000	0	0
			0			
			0			
合計	-	-	0			

2. 支援金支給事業

項目	目的 (院内感染防止又は医療体制確保に資する目的 であること)	経費			1-2の差額 C	1-3の差額 D	合計 E=A+B+C+D	上限額 ※	補助金額 Eと上限額の低い方
		A	B	1-1の差額 B					
				0	0	0	0	30,000,000	0
合計		0							

※上限額  
 99床以下の病院…2,000万円  
 100床以上の病院…3,000万円(以降、100床ごとに1,000万円加算)  
 コロナ陽性患者受入れ医療機関は1,000万円加算

※従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は、支援金支給事業には算入できません。

別記第2号様式（第6条関係）

番 年 月 日 号

京都府知事 様

申請者の住所  
申請者の名称  
代表者名

㊟

事前着手届

下記事業について、別記条件を了承の上、事前に着手しますので、届け出ます。

記

- 1 事業名 年度京都府救急病院等院内感染対策事業
- 2 事業開始日 年 月 日
- 3 事前着手を必要とする理由  
新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を受け入れるため、早期に院内感染対策を実施する必要があるため。

別記条件

- 1 本事業については、補助金交付決定を受けるまでの間、事業の趣旨に従い、実施すること。
- 2 補助金交付決定を受けるまでの間において、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 3 補助金交付決定を受けられない場合や、補助金交付決定を受けた補助金が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

別記第3号様式（第7条関係）

番 年 月 日 号

京都府知事 様

申請者の住所  
申請者の名称  
代表者名

㊞

京都府救急病院等院内感染防止対策事業費補助金変更申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号をもって申請しました上記補助金について京都府救急病院等院内感染対策事業費補助金交付要領第7条に基づき、下記のとおり変更申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 円

（ 既交付決定額 円  
差引増減額 円 ）

2 変更理由

3 添付書類

(1) その他参考となる書類

別記第4号様式（第8条関係）

番 年 月 日 号

京都府知事 様

申請者の住所  
申請者の名称  
代表者名

㊟

京都府救急病院等院内感染対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金に係る上記事業の実績を、京都府救急病院等院内感染対策事業費補助金交付要領第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金精算額 円

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書（別紙4-1）
- (2) 補助対象事業に係る決算書（見込書）抄本
- (3) 補助金精算額明細書（別紙4-2）

京都府救急病院等院内感染対策事業 実績報告書

- 1 病院名
- 2 許可病床数
- 3 救急・周産期・小児医療機関としての新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れ体制の確保状況
  - (1) 受入れ可能時間帯（平日・土日・昼間・夜間の別等）
  - (2) 対応可能な分野（該当する分野に○）  
一般救急・精神科救急・周産期・小児
  - (3) 医療従事者の確保状況等
  - (4) 疑い患者を一時的に入院させられる体制の有無  
有り（床） ・ 無し
- 4 補助金の活用実績  
(記入例)

救急室として確保している2室のうち1室に簡易陰圧装置を設置し、発熱や咳症状など新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診療できる場所を確保した。また、疑い患者の搬入から診療室までの動線確保のため、パーティションを○台設置した。

令和2年度においては、疑い患者の受入要請が○件あり、そのうち○件を受け入れた。

また、院内感染対策として、支援金を活用し、感染性廃棄物の処理や清掃の強化、水際対策として院内入り口での検温強化や受付窓口での仕切り板設置等を行った。



2. 支援金支給事業

項目	経費	1-1の差額	1-2の差額	1-3の差額	合計	上限額	補助金額
	A	B	C	D	E=A+B+C+D	※	Eと上限額の低い方
		0	0	0	0	200,000,000	0
合計	0						

※上限額

99床以下の病院…2,000万円

100床以上の病院…3,000万円(以降、100床ごとに1,000万円加算)

コロナ陽性患者受入れ医療機関は1,000万円加算

別記第5号様式（第10条関係）

番 年 月 日 号

京都府知事 様

申請者の住所  
申請者の名称  
代表者名

㊦

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定があった、京都府救急病院等院内感染対策事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）

円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

円

別記第6号様式(第12条関係)

取得財産管理台帳

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	設置場所	備考
			円	円			

注 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記載してください。